二　法人税法第六十九条第十項若しくは第十一項又は同法第八十一条の十五第九項若しくは第十項の規定により同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（同条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを含む。）、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したものを含む。）、同法第二条第三十六号に規定する修正申告書又は同条第三十七号の二に規定する更正請求書に添付すべき書類

三　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十九第七項又は第四十八条の九の二第八項の規定により地方税法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一項の規定による申告書に添付すべき書類

四　地方税法施行令第九条の七第二十七項又は第四十八条の十三第二十八項（同令第五十七条の二において準用する場合を含む。）の規定により地方税法第五十三条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項若しくは第三百二十一条の八第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項（これらの規定を同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申告書又は同法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に添付すべき書類

本則に次の一条を加える。

（提出物件の留置き、返還等）

**第十六条**　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十条の三の規定は、法第九条第二項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条の改正規定（第三号に係る部分に限る。）及び次条第三項の規定　平成二十四年一月一日

二　本則に一条を加える改正規定　平成二十五年一月一日

（みなし外国税額の控除の申告手続等に関する経過措置）

**第二条**　改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

2　新規則第十条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に確定申告書等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項の規定による申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第七十四条第一項の規定による申告書をいう。）又は連結確定申告書等（同法第八十一条の十九第一項の規定による申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

3　新規則第十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

4　新規則第十条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第一項若しくは第四項又は第三百二十一条の八第一項若しくは第四項の規定による申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税及び市町村民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

## ○財務省令第八十五号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号）の施行に伴い、並びに同令附則、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

財務大臣　安住　淳

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百六条」を「第百五条」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

3　居住者がそのよるべき償却の方法として令第百二十条の二第一項第二号ロ（減価償却資産の償却の方法）に規定する定率法を採用している減価償却資産のうちに同号ロ(1)に掲げる資産と同号ロ(2)に掲げる資産とがある場合には、これらの資産は、それぞれ償却の方法が異なるものとして、第一項の規定を適用する。

第三十六条第一号中「規定する事由」を「掲げる事実」に改め、同条第三号を削る。

第三十八条第一号中「種類、」を削る。

第四十二条第二項第二号中「確定申告書」を「法第九十五条第五項に規定する申告書等」に、「法第九十五条第六項」を「同条第六項」に改める。

第五十三条第一項第一号中「第百五条第二項第一号」を「第百四条第二項第一号」に改める。

第六十三条第一項中「整理し、」の下に「起算日から」を加え、同項第二号中「たな卸表」を「棚卸表」に改め、同条第三項中「前年分」を「前々年分」に改め、「ついては、」の下に「起算日から」を加え、同条第三項中「日日」を「日々」に改め、同条第四項中「の期間は」を「に規定する起算日とは」に、「翌日」を「翌日をいい、」に、「から、起算する」を「をいう」に改め、同条第五項の表の各号中「起算の日」を「起算日」に改め、同条に次の二項を加える。

6　国税庁長官は、前項の表の第一号の規定により書類を定めたときは、これを告示する。

7　財務大臣は、第五項の表の各号の規定により方法を定めたときは、これを告示する。

第百一条を次のように改める。

**第百一条**　削除

第百二条第一項中「の規定の適用を受ける同項」を削り、「は、同項の規定により」を「（第四項において「居住者等」という。）は」に改め、「（その年の前年十二月三十一日において同項の規定に該当していなかつた者がその年の三月三十一日において同項の規定に該当することとなつた場合には、同年四月一日以後の取引）」を削り、「明りよう」を「明瞭」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　法第二百三十一条の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　その年の決算に関して作成した棚卸表その他の書類

二　その年において法第二百三十一条の二第一項に規定する業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。）

4　居住者等は、第一項の帳簿（その年において法第二百三十一条の二第一項に規定する業務に関して作成したその他の帳簿及び前項各号に掲げる書類を含む。次項において「帳簿等」という。）を、第六十三条第四項（青色申告者の帳簿書類の整理保存）に規定する起算日から七年間（その他の帳簿及び前項各号に掲げる書類にあつては、五年間）、その者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。この場合において、前項各号に掲げる書類は、これを整理して保存しなければならないものとする。